

総合評価に関わる事項を下記のとおり一部改正し、令和7年4月1日以降に公告する案件に適用する。

主な改正事項

【評価項目】

(1)「技能者の登録」の発展的な解消

建設キャリアアップシステム(CCUS)への技能者登録の評価について、導入から5年が経過し、事業者、技能者ともに一定の基本登録が進んでおり、R6.7月からCCUS活用モデル工事を実施したことにより、システム活用を促進できるため評価項目を解消する。

【意見聴取事務手続き】

(2)意見聴取事務手続き(技術管理課、出先機関)の簡素化(様式1、様式3、様式5の削除)

総合評価落札方式における標準型・高度技術提案型の意見聴取事務手続きについて、簡易型・特別簡易型の手続き方法に統一し事務の簡素化を図る。(任意様式)

